

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 5 月 10 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 4 号 平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
- 第 5 号 山梨県社会教育委員の任命について

2 報 告 事 項

- (1) 有効期限切れの教員免許を所有する期間採用教員の採用について
- (2) 山梨県文学館協議会委員の公募について

3 その他報告

な し

議案第 4 号

平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

提案理由

平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜の実施に当たり、あらかじめ基本事項を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(平成29年5月10日 定例教育委員会)

課室名

高校改革・特別支援教育課

件名

平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
(甲陵高等学校を除く。)

経緯

○ 平成28年7月～平成29年4月(計4回)
県高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、制度及び日程等を検討。

内容

- 1 平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施したい。
 - 2 平成30年度の基本事項について
 - (1) 全日制課程
前期募集及び後期募集を実施する。また、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。
 - (2) 定時制課程
定時制課程における入学者選抜を実施する。また、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科・部の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。
 - (3) 通信制課程
通信制課程における入学者選抜を実施する。入学者選抜は、2期に分けて実施する。
- ※ 基本事項に係る実施方法について、昨年度からの主な変更点は、以下のとおりである。
- 全日制後期募集及び定時制募集に係る追検査の導入
検査期日 平成30年3月10日(土)
対象者 インフルエンザ等の感染症等により学力検査等を欠席した者
 - 通信制課程の入学者選抜日程等を記載
検査期日 第1期 平成30年3月19日(月)
第2期 平成30年3月30日(金)
- 3 入試の詳細について
10月に発表する「平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める。

平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について (甲陵高等学校については、別途北杜市教育委員会が定める。)

第1 全日制の課程における前期募集

- 1 実施校
すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。
- 2 募集人員
前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の(1)から(4)のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。
 - (1) 普通科については、募集定員の40%以内
 - (2) 理数科、英語科、文理科、英語理数科、探究科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の40%以内
 - (3) 職業に関する学科については、募集定員の50%以内
 - (4) 総合学科については、募集定員の50%以内
- 3 出願資格
前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。
 - (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を平成30年3月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
 - (2) 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者
- 4 出願の制限
出願は、1人1校、1学科に限る。
- 5 出願期間
平成30年1月19日（金）（一括受付）、1月22日（月）の午前9時から午後4時まで及び1月23日（火）の午前9時から正午まで
- 6 検査
 - (1) 検査方法
面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。
 - (2) 検査期日
平成30年2月1日（木）、2月2日（金）
- 7 選抜方法
各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 8 入学許可予定者の内定
各高等学校長は、平成30年2月8日（木）に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。（中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。）
- 9 入学許可予定者の発表
全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

第2 全日制の課程における後期募集

- 1 募集人員
後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。
- 2 出願資格
後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。
 - (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成30年3月に卒業する見込みの者
 - (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月に修了する見込みの者
 - (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は平成30年3月に修了する見込みの者
 - (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成30年3月に修了する見込みの者
 - (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
 - (6) 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - (7) その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
 - (2) 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
 - (3) 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
 - (4) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の2学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第2希望まで志望順位を付けることができる。
 - ・普通科と専門教育学科
 - ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
 - ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
 - (5) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第2希望まで志望順位を付けることができる。
- 4 出願期間
平成30年2月20日（火）（一括受付）、2月21日（水）の午前9時から午後4時まで及び2月22日（木）の午前9時から正午まで
- 5 学力検査
- (1) 検査教科及び配点
 - ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)の5教科とする。
 - イ 配点は、各検査教科100点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。
 - (2) 検査期日
平成30年3月7日（水）
 - (3) 検査時間
国語は55分とし、社会、数学、理科及び英語は各45分とする。
- 6 追検査
- (1) 対象者
インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者。
 - (2) 検査方法
学力検査を実施する。検査教科、配点、検査時間は、後期募集の学力検査に準じる。
 - (3) 検査期日
平成30年3月10日（土）
- 7 選抜方法
- (1) 調査書の記録及び学力検査または追検査の成績を総合判定し、選抜する。
 - (2) 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査または追検査の成績を同等に扱う。
- 8 入学許可予定者の発表
平成30年3月14日（水）

第3 全日制の課程における再募集

- 1 実施校
入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。
- 2 出願資格
再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。
- 3 出願の制限
 - (1) 出願は、1人1校とする。
 - (2) 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。
 - (3) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の2学科以上があり、2学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第2希望まで志望順位を付けることができる。
 - ・普通科と専門教育学科
 - ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
 - ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
 - (4) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に2つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第2希望まで志望順位を付けることができる。
- 4 出願期間
平成30年3月14日（水）の午後1時から午後4時まで、3月15日（木）の午前9時から

午後4時まで及び3月16日(金)の午前9時から正午まで

5 検査

(1) 検査方法

面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

(2) 検査期日

平成30年3月19日(月)

6 選抜方法

学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

平成30年3月22日(木)

第4 定時制の課程における入学者選抜

1 募集人員

募集人員は別に定める。

2 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

3 出願の制限

(1) 出願は、1人1校とする。

(2) 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。

(3) 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

(4) 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第2希望まで志望順位を付けることができる。

4 出願期間

平成30年2月20日(火)(一括受付)、2月21日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月22日(木)の午前9時から正午まで

5 検査

(1) 検査方法

学力検査及び面接を実施する。

(2) 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)の5教科とする。

イ 配点は、各検査教科100点とする。

(3) 検査期日

平成30年3月7日(水)、3月8日(木)

(4) 検査時間

国語は55分とし、社会、数学、理科及び英語は各45分とする。

6 追検査

(1) 対象者

インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査または面接、あるいはその両方を欠席した者。

(2) 検査方法

学力検査・面接を実施する。学力検査の検査教科、配点、検査時間は、定時制募集の学力検査に準じる。

(3) 検査期日

平成30年3月10日(土)

7 選抜方法

調査書の記録、学力検査または追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

8 入学許可予定者の発表

平成30年3月14日(水)

第5 定時制の課程における再募集

1 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

2 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

3 出願の制限

(1) 出願は、1人1校とする。

- (2) 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。
- (3) 通信制の課程と併願することはできない。
- (4) 中央高等学校が2つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとらわれず、第2希望まで志望順位を付けることができる。

4 出願期間

平成30年3月19日(月)、3月20日(火)、3月22日(木)の午前9時から午後4時まで及び3月23日(金)の午前9時から正午まで

5 検査

(1) 検査方法

再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。

(2) 学力検査の検査教科

検査教科は、国語、数学及び英語の3教科とする。

(3) 検査期日

平成30年3月26日(月)

6 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

平成30年3月28日(水)

第6 通信制の課程における入学者選抜

1 実施校

中央高等学校の普通科及び衛生看護科

2 募集人員

募集人員は別に定める。

3 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校准看護学科の在学者又は入学許可予定者に限る。

4 出願の制限

(1) 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。

(2) 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することができない。

5 出願期間

第1期：平成30年3月13日(火)、3月15日(木)、3月16日(金)の午前9時から午後4時まで

第2期：平成30年3月23日(金)、3月27日(火)、3月29日(木)の午前9時から午後4時まで

6 検査

(1) 検査方法

面接、作文及び筆記検査を実施する。

(2) 検査期日

・面接は出願時に行う。

・次の第1期、第2期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。

第1期出願期間の出願者を対象とする第1期検査：平成30年3月19日(月)

第2期出願期間の出願者を対象とする第2期検査：平成30年3月30日(金)

7 選抜方法

調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

8 入学許可予定者の発表

第1期検査受検者については平成30年3月22日(木)付けで、第2期検査受検者については平成30年4月5日(木)付けで通知する。

第7 実施要項

詳細については、別に定める「平成30年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

平成30年度公立高等学校入学者選抜日程(全日制・定時制・通信制課程)

平成30年 1月		平成30年 2月		平成30年 3月		通信制
1	月	1	木	1	木	
2	火	2	金	2	金	
3	水	3	土	3	土	
4	木	4	日	4	日	
5	金	5	月	5	月	
6	土	6	火	6	火	
7	日	7	水	7	水	全日制後期募集検査・定時制検査
8	月 成人の日	8	木 前期募集内定	8	木	定時制検査
9	火	9	金	9	金	
10	水	10	土	10	土	追検査
11	木	11	日 建国記念の日	11	日	
12	金	12	月 振替休日	12	月	
13	土	13	火	13	火	1期出願期間
14	日	14	水	14	水	入学許可予定者発表
15	月	15	木	15	木	再募集 全日 出願 期間
16	火	16	金	16	金	
17	水	17	土	17	土	1期出願
18	木	18	日	18	日	
19	金	19	月	19	月	全日制再募集検査
20	土	20	火	20	火	出願 期間 定時 制再 募集
21	日	21	水	21	水	
22	月	22	木	22	木	春分の日
23	火	23	金	23	金	全日制再募集入学 許可予定者発表
24	水	24	土	24	土	1期発表
25	木	25	日	25	日	2期出願 期間
26	金	26	月	26	月	定時制再募集検査
27	土	27	火	27	火	2期出願 期間
28	日	28	水	28	水	定時制再募集入学許可予定者発表
29	月			29	木	2期出願 期間
30	火			30	金	2期検査
31	水			31	土	

通信制入学許可予定者発表日

2期:4月5日(木)

平成29年度公立高等学校入学者選抜日程(全日制・定時制・通信制課程)

(参考)

平成29年 1月		平成29年 2月		平成29年 3月		
				全日制・定時制		通信制
1	日	1	水	1	水	
2	月	2	木	2	木	
3	火	3	金	3	金	
4	水	4	土	4	土	
5	木	5	日	5	日	
6	金	6	月	6	月	
7	土	7	火	7	火	後期募集検査・定時制検査
8	日	8	水	8	水	定時制検査
9	月 成人の日	9	木 前期募集内定	9	木	
10	火	10	金	10	金	
11	水	11	土 建国記念の日	11	土	
12	木	12	日	12	日	
13	金	13	月	13	月	
14	土	14	火	14	火	入学許可予定者発表
15	日	15	水	15	水	出願期間 再募集 全日制
16	月	16	木	16	木	1期出願
17	火	17	金	17	金	全日制再募集検査
18	水	18	土	18	土	定時制再募集出願期間
19	木	19	日	19	日	
20	金	20	月	20	月	春分の日
21	土	21	火	21	火	1期検査
22	日	22	水	22	水	全日制再募集 入学許可予定者発表
23	月	23	木	23	木	
24	火	24	金	24	金	定時制再募集検査
25	水	25	土	25	土	1期発表
26	木	26	日	26	日	
27	金	27	月	27	月	2期出願期間
28	土	28	火	28	火	定時制再募集 入学許可予定者発表
29	日			29	水	願 2 期間出
30	月			30	木	
31	火			31	金	2期検査

通信制入学許可予定者発表日

2期:4月6日(木)

議案第 5 号

山梨県社会教育委員の任命について

社会教育法（昭和24年法律第20号）第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例（昭和24年山梨県条例第54号）により、山梨県社会教育委員を現在の委員に代えて、別紙のとおり任命する。

提案理由

山梨県社会教育委員について、委員1名から辞職の申し出があったため、新たに後任者を任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

山梨県社会教育委員の任命について

1 法的根拠

社会教育法（昭和24年法律第20号）第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例（昭和24年山梨県条例第54号）

2 職務

- (1) 社会教育に関する諸計画の立案
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる

3 組織

(1) 委員の定数

15人

(2) 委員の構成

- ア 学校教育関係者
- イ 社会教育関係者
- ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- エ 学識経験者

(3) 委員の任期

2年（平成28年10月31日～平成30年10月30日）

4 今回の変更について

変更理由：委員会の所管事務に密接な関連を有する団体の役員改選に伴い、委員1名から辞職の申し出があったため。

※任期

任命の日から平成30年10月30日まで

有効期限切れの教員免許を所有する期間採用教員の採用について

[別途資料配付]

(平成29年5月10日)

課名

学術文化財課

件名	山梨県文学館協議会委員の公募について
内容	<p>○ 山梨県文学館協議会の委員改選にあたり、より広く県民の意見を山梨県立文学館の運営、事業に反映させるため、委員の一部を公募します。</p> <p>○ 公募の概要 (詳細は、別紙「お知らせ」のとおり)</p> <p>1 募集人員・任期</p> <p>(1) 募集人員 2名</p> <p>(2) 任期 2年 (平成29年9月29日～平成31年9月28日)</p> <p>2 応募資格</p> <p>原則として次の条件を満たす者とする。</p> <p>(1) 県内に在住又は在勤・在学している者で、平成29年7月1日現在で、満20歳以上であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 文学について幅広い見識や関心をもっていること。</p> <p>② 家庭の教育力の向上に関する活動に携わっていること。</p> <p>(3) 開催される協議会に出席可能であること。(年2回・平日開催)</p> <p>(4) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員でない者</p> <p>(5) 常勤の国家公務員及び地方公務員でない者</p> <p>(6) 本県の附属機関等の委員となっていない者</p> <p>3 募集期間</p> <p>平成29年5月16日(火)～6月15日(木)</p> <p>4 応募方法</p> <p>次の書類を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書(氏名・年齢・性別・職業・自己紹介等) ・ 小論文 テーマ「山梨県立文学館の利用促進について」(800～1000字程度) <p>5 選考方法</p> <p>選考委員会を設置し、提出された書類により審査します。</p> <p>6 選考結果</p> <p>応募者全員に選考結果を通知するとともに、公募委員を含む全委員の選任について、9月開催の定例委員会に付議する。</p>
経緯	<p>○ 山梨県文学館協議会の概要</p> <p>1 性格</p> <p>山梨県附属機関の設置に関する条例により県に設置が義務づけられている教育委員会の附属機関</p> <p>2 担当事務</p> <p>博物館法第20条第2項による山梨県立文学館の運営に関する調査審議及び意見の具申</p> <p>3 委員</p> <p>(1) 定数 15人以内 (現15人)</p> <p>(2) 要件 社会教育の関係者(現2人)・学識経験のある者(現7人) 家庭教育の向上に資する活動を行う者(現4人) 学校教育の関係者(現2人)</p> <p>(3) 任期 2年(次期:平成29年9月29日～平成31年9月28日)</p>

「山梨県文学館協議会委員」公募のお知らせ

応募期間

平成29年5月16日(火)～6月15日(木)

山梨県立文学館では、当館の運営、事業の充実に向けて、県民からご意見をいただく「山梨県文学館協議会」の委員の一部を公募します。文学に興味・関心をもっておられる県民の皆様のご意見を幅広くお聞きし、より多くのご意見を文学館の運営等に反映させるため、若い世代や女性をはじめ、様々な分野の方々の応募をお待ちしております。

応募条件等

- 1 募集人数 2名
- 2 任 期 2年(平成29年9月29日～平成31年9月28日)
- 3 応募資格 原則として次の条件をすべて満たす者とする。
 - (1) 県内に在住又は在勤・在学している者で、平成29年7月1日現在で、満20歳以上であること。
 - (2) 次のいずれかに該当する者
 - ①文学について幅広い見識や関心をもっていること。
 - ②家庭の教育力の向上に関する活動に携わっていること。
※具体例：子育てサークル、子供会活動、児童委員、NPO 等
 - (3) 開催される協議会に出席可能であること。(年2回・平日開催)
 - (4) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員でない者
 - (5) 常勤の国家公務員及び地方公務員でない者
 - (6) 本県の附属機関等の委員となっていない者
- 4 応募方法 「申込書・小論文」を提出してください。
 - 申込書(規定の様式) 裏面をコピーして御利用ください。
山梨県立文学館受付・各教育事務所・各市町村教育委員会で入手できます。
山梨県立文学館のホームページからもダウンロードできます。
URL <http://www.bungakukan.pref.yamanashi.jp/>
 - 小論文(用紙・様式は自由)
テーマ「山梨県立文学館の利用促進について」 800～1000字程度

提出方法

- 持参(平日(休館日(5月22日、29日、6月5日、12日)は除く)9:00～17:00)・郵送・メール・FAXのいずれかでお願ひします。
- 締切日必着でお願ひします。

その他

- 選考結果 7月下旬に文書にて、応募者全員に通知します。
- 協議会 年2回、平日に開催します。
内容は公開します。
- 旅費等 山梨県の規定により、報酬及び旅費を支給します。

提出先・問合わせ

山梨県立文学館 総務課

〒400-0065 甲府市貢川1-5-35

TEL 055-235-8080

FAX 055-226-9032

E-mail bungakukan@pref.yamanashi.lg.jp